

# 透明な企業活動を推進し ステークホルダーとの信頼を築くための 私たちの新しい経営体制です。

コニカミノルタは、グループの最適な形態として「分社化・持株会社制」を選択するとともに、グループ経営の透明性を高めるために、持株会社コニカミノルタホールディングス株式会社

(以下、HD)を「委員会等設置会社」としました。またこれらに合わせて、内部監査の充実やコンプライアンスの推進などを行うことで、グループ全体のガバナンス(企業統治)を強化しました。

コニカミノルタのガバナンス

## 新たな体制で迅速・効率的で 透明性のある経営を実践していきます。

「分社化・持株会社制」とは、全事業を別々の会社に分離することで、各事業の経営責任を明確にすると同時に、権限を分離した各事業会社に委譲することで、競争力の強化を狙ったものです。事業会社は、それぞれの事業に直結したすべての業務執行を行うために必要な権限を持ち、柔軟でスピーディーな事業執行・経営を行うことができる一方、持株会社はグループ経営に専念できます。また、共通機能会社には、グループ内の研究開発や間接機能などを集約することで、効率的なグループ事業経営が可能になりました。

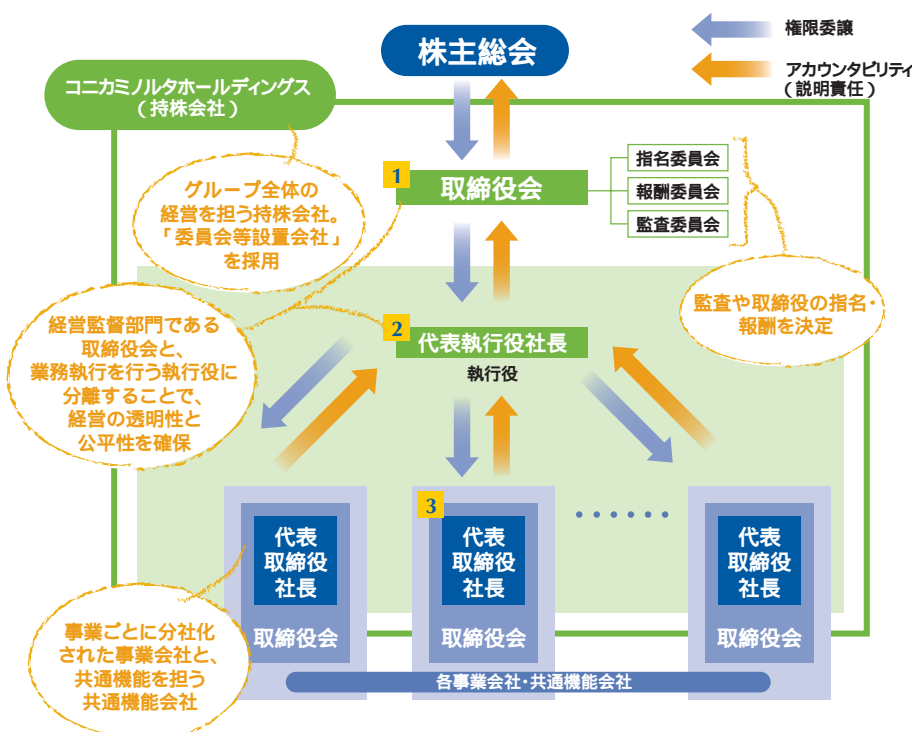
取締役会(委員会)・経営執行組織とその役割

## “統率”と“スピード”を図る 経営マネジメント体制を構築しました。

従来の監査役制度を持つ会社の取締役会は、経営の監督と業務執行の両方の機能を担っていました。しかしコニカミノルタではHDでの「委員会等設置会社」採用により、その機能を経営監督を行う取締役会と、経営の執行を行う執行役に分離し、経営の透明性を高めることとしました。

執行役は、取締役会より委任を受けた業務の執行を行います。各事業会社・共通機能会社の代表取締役はHDの執行役でもあり、グループ全体の経営を見据えつつ各社の経営を行います。一方HDの取締役会に設置されている3つの委員会は、それぞれ社外取締役が過半数を占めるとともに、委員長は社外取締役が務めることで、経営監督機能の健全性を高めています。

コニカミノルタのコーポレート・ガバナンス体制



### コニカミノルタホールディングス(持株会社)

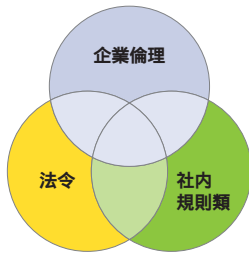
- 1 取締役会**  
グループの最高意思決定機関。監督機能の健全性を高めるため、3つの委員会それぞれのメンバーの過半数は社外取締役。
- 2 代表執行役社長**  
取締役会より委任を受けたすべての業務の決定および会社のすべての業務執行について統括/指揮命令します。またそのサポートのため、経営審議会を設置。ここには、投資や技術戦略、ブランドマネジメント、コンプライアンスなどグループを横断する事項について同審議会をサポートする各委員会があります。

### 各事業会社および共通機能会社

- 3 代表取締役社長**  
各事業会社の最高経営責任者であるとともに、HDの執行役を兼務。グループ経営執行会議やグループ経営幹部会で、HD代表執行役社長との間で指示・報告を実施。

## ガバナンスの柱としてのコンプライアンス 行動指針の制定と取り組みで 企業価値を向上させます。

コニカミノルタが考えるコンプライアンスとは、法令の遵守はもちろん、企業倫理や社内規則などの遵守をも含めた広範囲なものです。そしてこのコンプライアンスをグループガバナンスの大きな柱と考え、企業活動におけるすべて コニカミノルタグループのコンプライアンスの範囲の行動に対し最優先に位置付けています。そのため2003年10月の統合と同時に、HDの代表執行役社長による「コンプライアンス推進宣言」を行うとともに、「コニカミノルタグループコンプライアンス行動指針」を制定しました。



### コニカミノルタグループ コンプライアンス行動指針(抜粋)

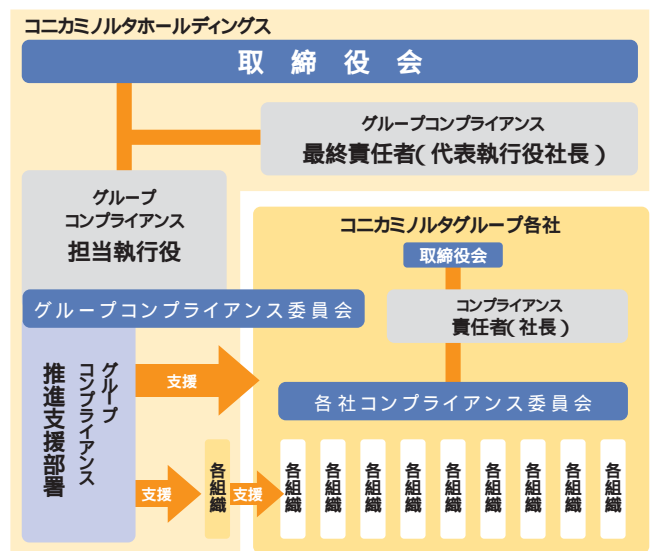
基本姿勢	
1.	私たちは、国内外の適用ある法令及び社内規則類を遵守します。
2.	私たちは、社会的規範を尊重し、企業倫理を十分に認識して良識と責任をもって行動します。
3.	私たちは、この「行動指針」の内容を深く理解し、常に行動の拠りどころとします。
4.	私たちは、「利益のため」、「会社のため」、「上司の指示」、「以前からやっていた」、「他社がやっている」とか、「この業界、この国では、あたり前」であっても、この「行動指針」に反する行為をしません。
<b>商品・サービス</b>	
1.	お客様にとって有用な、安全で高品質な商品・サービスを提供します。他全6項目
<b>公正な取引・関係</b>	
1.	独占禁止法を遵守し、公正・透明・自由な企業間取引を行います。他全11項目
<b>輸入手続・規制</b>	
1.	安全保障輸出管理に関する法令・社内規則類を遵守し、貨物・技術の輸出・提供を行います。他全3項目
<b>機密情報・知的財産権の保護</b>	
1.	自社の機密情報のみならず第三者の機密情報も重要であることを強く認識し、社内で定められたルールを厳守し、その保護に努めます。他全5項目
<b>情報開示・コミュニケーション</b>	
1.	法令等によって開示が求められているものはもちろん、それ以外でも、積極的・公正・タイムリーを旨として、有用で信頼性のある情報を開示します。他全5項目
<b>環境の保全</b>	
1.	設計・生産から販売・使用・廃棄に至るまでの段階においても、環境、健康、安全に配慮した商品・サービスを開発し、提供します。他全2項目
<b>社会への貢献</b>	
1.	国内外を問わず、自社と社会の双方の利益を調和させ、社会との共生を目指します。他全2項目
<b>反社会的勢力との対決</b>	
1.	反社会的勢力とは一切関係を持ちません。また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で接し、金銭などを渡すことで解決を図ったりしません。他全2項目
<b>社員の尊重</b>	
1.	社員のゆとりと豊かさを追求していきます。他全4項目
<b>社内規則類</b>	
1.	社内で定められている規則・規程・マニュアル類を遵守します。他全7項目
行動指針の全文はホームページでご覧いただけます。 <a href="http://konicaminolta.jp/about/company/compliance/">http://konicaminolta.jp/about/company/compliance/</a>	

### コンプライアンス推進体制

## グループ全体でコンプライアンスに 取り組む体制を構築しました。

2003年10月に構築した新たなコンプライアンス体制では、HDの取締役会が任命した担当執行役が、諮問機関であるグループコンプライアンス委員会を設置し、同委員会が統括・監督を行い、その指示のもとでHDの専門部署が各社のコンプライアンス活動を支援します。一方、主要グループ各社にもコンプライアンス責任者のもとコンプライアンス委員会を設置し、各社・各国の状況に応じたコンプライアンスを推進します。

### コンプライアンス推進体制図



### 【ヘルプライン】

コニカミノルタグループで働く人は、万が一コンプライアンスに反する行為が行われていることを発見した場合、各社のコンプライアンス委員会や、持株会社であるHDのヘルプラインへ直接連絡・相談することができます。連絡・相談が容易になるよう、ヘルプラインは社内イントラネット、電子メール、電話など複数設置しています。ヘルプラインを利用した人が、このことにより不利益を被ることはありません。

### 【コンプライアンスマニュアルの配布】

コンプライアンスの基本的な考え方であるコンプライアンス行動指針を、コニカミノルタグループで働く一人ひとりが実際の日々の行動の中で実践していくことができるよう、「コニカミノルタコンプライアンスマニュアル」を制作し、2004年4月に配布しました。マニュアルには、実際に体験するような具体事例を100近く掲載し、その問題点やどのような対応が適切かなどが理解できるようになっています。また、このマニュアルは中国語版も作成しました。



コニカミノルタコンプライアンスマニュアル